

R F S 発官 4 第 7 号

令和 4 年 9 月 2 1 日

原子力規制委員会 殿

青森県むつ市大字関根字水川目 5 9 6 番地 1

リサイクル燃料貯蔵株式会社

代表取締役社長 高橋 泰成

使用前検査申請書の取下げについて

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 9 第 1 項の規定に基づき，平成 2 2 年 9 月 1 5 日付け R F F 発官 2 2 第 6 号，平成 2 3 年 1 月 6 日付け R F S 発官 2 2 第 1 0 号及び平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日付け R F S 発官 2 5 第 7 号をもって申請した使用前検査申請書につきまして，次のとおり取下げることといたします。

一、申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人であって申請に係る書類にその代表者の氏名を記載した場合はその氏名

名 称 リサイクル燃料貯蔵株式会社  
住 所 青森県むつ市大字関根字水川目 5 9 6 番地 1  
代表者の氏名 代表取締役社長 高橋 泰成

二、取下げをする申請の件名及び申請日

件 名 使用済燃料貯蔵施設の使用前検査申請書  
申 請 日 平成 2 2 年 9 月 1 5 日 (R F F 発官 2 2 第 6 号)

件 名 使用済燃料貯蔵施設の使用前検査申請書  
申 請 日 平成 2 3 年 1 月 6 日 (R F S 発官 2 2 第 1 0 号)

件 名 使用済燃料貯蔵施設の使用前検査申請書  
申 請 日 平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日 (R F S 発官 2 5 第 7 号)

三、取下げの日付

令和 4 年 9 月 2 1 日

四、取下げの事由

リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 7 第 1 項の規定に基づく使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可を令和 2 年 1 1 月 1 1 日に受け、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 8 第 2 項の規定に基づく設計及び工事の計画の認可については、令和 3 年 8 月 2 0 日及び令和 4 年 8 月 1 6 日に認可されました。

これに伴い、令和 2 年 4 月 1 日の新検査制度施行に基づき使用前確認の申請をすることから、使用前検査申請書について取下げることといたします。

以上